（大規模の修繕又は大規模の模様替）

第八十六条　法第八条第一項の規定により第四条第一号、第二十四条、第二十四条の二、第二十六条第四号、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該行為の全てとする。

2　（略）

3　法第八条第一項の規定により第二十六条第三号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、次に定めるところによる。

一・二　（略）

4　（略）

（認定畜舎等の利用の状況の報告）

第九十一条　法第十三条第一項の規定による報告は、様式第十七号による報告書を都道府県知事に提出することにより、おおむね五年に一回、都道府県知事の定める日までに行うものとする。ただし、畜産業用倉庫の用途に供する畜舎等にあってはその用途に供する部分に保管している物資の種類を、畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあってはその用途に供する部分に保管している車両及び物資の種類を明らかにする写真を添えなければならない。

（面積、高さ等の算定方法）

第九十四条　法第十九条の主務省令で定める畜舎等の敷地面積、建築面積、床面積、高さその他の畜舎等の規模に係る事項の算定方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

一・二　（略）

三　床面積　建築基準法施行令第二条第一項第三号（発酵槽等にあっては、同項第五号）に定めるところによる。ただし、地階の機械室その他これらに類する畜舎等の部分を有する畜舎等の床面積には、当該部分の床面積を算入しない。

四～六　（略）

別表第一（第六十四条関係）

	(い)	(ろ)
		図書の種類	明示すべき事項
(一)	畜舎等（発酵槽等を除く。以下この表において同じ。）	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		配置図	縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等と他の畜舎等との別

（大規模の修繕又は大規模の模様替）

第八十六条　法第八条第一項の規定により第四条第一号、第二十四条、第二十六条第六号、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該行為の全てとする。

2　（略）

3　法第八条第一項の規定により第二十六条第五号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、次に定めるところによる。

一・二　（略）

4　（略）

（認定畜舎等の利用の状況の報告）

第九十一条　法第十三条第一項の規定による報告は、様式第十七号による報告書を都道府県知事に提出することにより、おおむね五年に一回、都道府県知事の定める日までに行うものとする。

（面積、高さ等の算定方法）

第九十四条　法第十九条の主務省令で定める畜舎等の敷地面積、建築面積、床面積、高さその他の畜舎等の規模に係る事項の算定方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

一・二　（略）

三　床面積　建築基準法施行令第二条第一項第三号に定めるところによる。ただし、地階の機械室その他これらに類する畜舎等の部分を有する畜舎等の床面積には、当該部分の床面積を算入しない。

四～六　（略）

別表第一（第六十四条関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等と他の畜舎等との別 土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る畜舎等の各部分の高さ